

## 第3回 向日市手話言語条例検討委員会 議事要点録

【日時】平成28年8月18日（木） 午後7時00分から8時50分まで

【場所】向日市役所 3階 大会議室

【出席者】（委員）

拾井委員（委員長）、植田委員（副委員長）、吉田委員、狩野委員、小森委員、櫻田委員  
伊藤委員、宮川生子委員、宮川優子委員、石松委員、野田委員  
（事務局）

障がい者支援課：水上副部長、長谷川課長、岩谷係長、山中主査  
（手話通訳）

宮川主査、鎌田囑託  
（傍聴者）

8名

【内容】

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事  
(1) 向日市手話言語条例案について【資料1】【資料2】  
(2) 向日市手話言語条例の名称について【資料3】
- 4 その他

【概要】

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事

(1) 向日市手話言語条例案について

《前回の論点6つについて事務局より説明》

- ①前文の冒頭に向日市の特徴を入れた方がよいのではという意見について、資料1のとおり、向日市に長岡京が置かれたことを冒頭に入れて作成した。
- ②前文に口話教育の歴史を入れるかどうかという意見について、ろう者と手話の関わりの歴史において忘れてはならないことと判断し、そのまま入れる方向で調整を行った。
- ③「ろう者」の表現について、条によって表現を変えても良いのではないかという意見があり、全6カ所を検証したところ、「ろう者」の表現が適切と判断した。
- ④どのレベルまで具体的な条例を策定していくかという点について、今回の条例は市の理念を定めたものであり、個別の具体的施策については条例策定後、施策の推進方針を定め、手話施策推進懇談会において意見をいただくことになるため、そちらに委ねることで整理した。

- ⑤施策の進め方・点検の方法については、推進懇談会において、施策の点検を定期的に行っていきたいと考えている。条例内に推進懇談会について書き込むことも検討したが、第8条（委任）において、「この条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定める」とあり、要綱を別に作成する方が形式上整っているという判断から、条例内に書き込むことは見送った。
- ⑥市民や事業者の定義を入れることについて、条例上では定義せず、条例の広報を行う際に具体的な例示を行い、わかりやすく PR していくことで補っていくこととした。

## 《意見の要旨》

### ①・②に関して

- ＜委員＞学んできましたという文言でなく、これまでも今も学び続けているというニュアンスを入れた文言にしてほしい。
- ＜委員＞明治11年という表記に加えて西暦（1878年）も入れてほしい。
- ＜委員＞障がい児という表現は明治11年の時代には抵抗がある。耳の聞こえない子どもという表現の方がよいのではないか。
- ＜委員＞府立ろう学校の設立の話から、いきなり口話法の話にとんでおり、誤解が生じる恐れがあるのではないか。京都全体の歴史的な背景、全国的な背景などを挟んだ方がよいと考える。
- ＜委員＞京都発祥だから口話に変わったわけではなく、海外から日本に口話教育が持ち込まれたのが本筋である。その部分を補足してもよいのでは。
- ＜事務局＞この部分は口話法が「国で取り入れられた」という表現にしていきたい。この歴史の部分に説明を盛り込みすぎると全体のバランスが悪くなってくる。

### ③に関して

- ＜委員＞ろう者・難聴者の違いは何か。ろう者、難聴者に対して健聴者という表現を使われることもあると思うが。
- ＜事務局＞法律では、「ろう者」という表現でなく、聴覚障害者としている。全く聞こえない人を「ろう者」としているわけではなく、明確な定義があるわけではない。自分が「ろう者」と思えば「ろう者」、難聴者と思えば難聴者になると聞いている。他市の条例では、手話を日常的に使う人、主なコミュニケーションとしている人を「ろう者」と定義しているところもある。健聴者という表現について、全日本ろうあ連盟では使わない方向であると聞いている。「聞こえる人」、「聞こえる者」という使い方を聞いている。
- ＜委員長＞他市の条例での表現では「ろう者」としているところが多く、他市のように定義を入れると、それ以外の方と区別がはっきりできてしまい、議論が尽きなくなってくる。国の定義と合わせると条例がぼやける。本条例では「ろう者」という言葉を使っていくのがよいのではと考える。

### ④に関して

- ＜委員長＞本条例は政策条例でなく、理念条例として策定していく。細かな施策は推進懇談会で深く議論すればよいと考える。

## ⑤に関して

＜委員＞要綱を作成する根拠を第8条に基づくより、第6条の2項の方がよいのでは。それともやはり8条の方がよいか。

＜委員＞どのように進行していくか、PDCAサイクルをふまえて検討するのが推進懇談会である。施策の進行管理は、あえて条例に基づくならば市長に委ねているので根拠を第8条としている。

＜委員長＞進め方は推進懇談会で行っていく。条例には入れない方向で進めていく。

## ⑥に関して

＜委員長＞自分が出した意見であるが、事務局の説明に納得した。条例が策定されてから、今後のPRで示した方が伝わると感じた。

## その他意見

＜委員＞「手話に対する理解の促進、普及」の部分に手話の「獲得」といったニュアンスを強く出してはどうか。「市民」をもう少し具体的に、広く設定してみてもどうか。

＜事務局＞「手話の促進、普及」といった言葉の中に「獲得」の意味も含まれていると解釈している。「市民」をもう少し具体的に、広くということだが、先ほどの市民の定義の話に繋がってくると思われる。

＜委員＞全日本ろうあ連盟の手話を言語として保障することにより、保障される5つの権利の中に手話の「獲得」が入っており、それを大元として組み入れていくのがよいと思う。ろう者にとって手話は「いのち」であるという意味の中には、聞こえる人にも手話を獲得していただき、手話で話をしていきたいという想いもある。

＜委員＞すでに手話を獲得している人だけでなく、手話を獲得していない大人、そしてまだ獲得していない子どもが地域で手話を獲得して大きくなってほしいという意見ではないかと思う。「教育」という言葉がなく、「市民」という言葉の中に入っているということで自分も意見を呑んだが、どこかに基本理念に組み込みたいということではないかと思う。

＜委員＞全日本ろうあ連盟が提案しているのは、市町村の条例のポイントは地域の小学校中学校への手話普及というものである。それも踏まえた上で具体的な点は推進懇談会で議論していくべきでないかと思う。

＜委員長＞今議論されている部分が、基本理念に入っていないのであれば大問題である。この基本理念で解釈できるのであれば、そこから先は推進懇談会で進めていけばよいのではないか。基本理念から漏れているか否か、といった視点では漏れていないと思う。

＜事務局＞全日本ろうあ連盟の5つの権利は、国に対して法をつくってほしいという要望の中の柱である。全日本ろうあ連盟が作成している条例のモデル要綱案では、手話を獲得するという言葉は入っていない。「法」に対して求めているものと、「条例」に対して求めているものを整理した方がよいと考え、事務局ではこの条例の中の「普及」という言葉に「獲得」という意味も含まれていると解釈している。「市民」という言葉の中に教育現場も子どもも広く含まれていると解釈している。

＜委員長＞全体を通して、①から⑥に関しては一部修正を加えた事務局案で進め、パブリックコメントにかけていく。間に合うようであればパブリックコメント前に委員に修正案を提示する。

## (2) 向日市手話言語条例の名称について

前回に出た11個のキーワードをふまえ、事務局で案を提示。

1人ずつ、どの案がよいか意見を述べたところ、意見が分かれたため、名称に関しては事務局の判断に一任する形になった。

## 4 その他

今後のスケジュールについて

9月5日～10月4日の期間にパブリックコメントを募集する。9月1日号の広報に掲載予定。必要性があれば10月中旬に第4回検討委員会を開催する予定。